

改正

平成23年10月11日要綱第16号

平成25年3月29日要綱第16号

岡垣町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」に基づく事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）の対象となっている在宅の者（以下「小児慢性特定疾患児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって小児慢性特定疾患児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岡垣町（以下「町」という。）とする。

(用具の種目及び給付対象者)

第3条 給付する用具は、別表の種目欄に掲げる用具とする。

2 給付対象者は、町内に居住し、同表の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾患児で、次に掲げる全ての要件を満たす者のうち、町長が必要と認めた者とする。

(1) 医師により、在宅での療養が可能な程度に病状が安定していると判断される者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）

及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第5条 町長は、前条の申請を受け付けたときは、給付対象者の身体的状況、介護の状況、経済状況、住宅環境等について調査を行い、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成したうえで、速やかに給付の要否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付を行うことを決定したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を申請者に通知し、又は給付を行わないことを決定したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）を通知するものとする。

（用具の給付）

第6条 町長は、前条の規定により用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者に委託して行うものとする。

2 前条の規定により給付の決定を受けた者は、給付券と引き換えに、用具を納付する前項の業者（以下「納入業者」という。）から直接用具の給付を受けるものとする。

（費用負担）

第7条 用具の給付を受けた者又はその者の扶養義務者（以下「利用者」という。）は、国が定める基準により、必要な費用の一部又は全部を負担し、給付券を添えて用具の引渡しの日直接納入業者に支払うものとする。

（費用の請求）

第8条 納入業者は、用具の納付に要した費用から利用者が直接納入業者に支払った額を控除した額を町長に請求するものとする。

2 納入業者は、前項の請求を行なうときは、利用者から受領確認を受けた給付券を添付しなければならない。

（用具の管理）

第9条 利用者は、用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 町長は、前項の規定に違反したと認めるときは、当該用具の給付に要した費用の全部、又は一部を返還させることができる。

（給付台帳の整備）

第10条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（様式第6号）を整備しておくものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月11日要綱第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日要綱第16号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させ

		るのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの

様式 省略